

令和 8 年度 保育園等による木育活動の支援事業の二次募集について

1 募集期間

令和 8 年 6 月 2 4 日（水曜日）～令和 8 年 7 月 2 4 日（金曜日）

2 対象となる施設

都内に所在又は都内で実施する以下の施設

- ・認可保育所
- ・認証保育所
- ・幼稚園
- ・幼保連携型認定こども園
- ・家庭的保育事業
- ・小規模保育事業
- ・事業所内保育事業

※全て国公立は対象外

※家庭的保育事業については、区市町村長の認可又は認定を受けていないものは対象外

※小規模保育事業、事業所内保育事業については、区市町村長の認可を得ていないものは対象外

3 補助対象者及び補助対象事業

2 の対象施設の運営者等で、独自に策定した木育活動計画に基づいて以下の事業を行う者。なお、（１）は必須とし、（２）のみの実施は不可とする。

（１）ソフト事業：木育活動や木育に関する人材育成

（２）ハード事業：東京の木多摩産材を活用した施設の内装木質化、木製遊具・什器・
外構施設の整備

4 募集要件

（１）令和 9 年 3 月 3 1 日（水曜日）までに事業が完了すること。

（２）ハード事業における東京の木多摩産材の使用量は以下の基準によること。

ア 内装木質化：1 m²あたり 0.01 m³以上

イ 木製遊具の整備：1 m²あたり 0.08 m³以上

ウ 木製什器の整備：製品個々において 50 %以上

エ 木製外構施設の整備：1 m²あたり 0.012 m³以上

※ いずれも子どもが触れられ、日常的に利用するものであること。

（３）1 施設当たりの事業費が 30 万円以上であること。

（複数の施設を運営する法人等においては、各年度につき、4 施設を上限）

（４）令和 7 年度から令和 9 年度の 3 年間に於いて、本事業の補助金交付を受けていない施

設であること。

(5) 補助事業を実施した翌年度以降も、木育活動計画に基づき、事業者の創意工夫による木育活動を継続的に行うこと。

(6) 補助事業を実施した翌年度から3年間は、当該施設における木育活動の実施状況等を東京都へ報告すること。

5 補助額

補助対象経費の2分の1以内

1 施設当たりの上限額 ソフト事業：50万円、ハード事業：200万円

6 補助対象経費（詳細は「保育園等による木育活動の支援事業費補助金交付要綱」を参照）

(1) ソフト事業

区 分	補助対象経費
各種木育活動	木育活動（森林体験、木製玩具の導入、木工作の実施など、施設を運営する者が策定した木育活動計画に位置づけられた活動）や木育に関する人材育成に要する経費

(2) ハード事業

区 分	補助対象経費
内装木質化	床、壁等の内装工事及び木製建具工事のうち、東京の木多摩産材を仕上げ材として使用する部分の工事費（新築工事の内装は対象外）
木製遊具の整備	木製遊具の購入費・組立費・設置費・運搬費・工事費・安全対策費
木製什器の整備	木製什器の購入費・組立費・設置費・運搬費
木製外構施設の整備	木製外構施設の購入費・組立費・設置費・運搬費・工事費

※ 消費税は補助対象経費に含まれません。

※ 設計費及び解体・撤去費については、補助対象経費には含まれません。

※ 家庭的保育事業等で、事業者の自宅を保育室として使用する場合については、ハード事業は補助対象外とします。

7 補助事業者の選定

選定に当たっては、学識経験者を交えた審査会を設置し、木育活動計画の内容から優先順位を設定し、予算の範囲内で補助事業者を選定します。審査の主な評価項目は、「令和8年度 保育園等による木育活動の支援事業の募集に関するQ&A」を参照してください。

8 応募方法

応募される方は、令和8年7月24日（金曜日）までに必ず応募申請書類を作成のうえ、郵送（当日消印有効）又は電子申請システム（J グランツ）にて提出してください。

書類に不備がある場合、受理できないことがありますので、事前に余裕をもって下記 10 へ相談してください。

(1) 応募書類（「保育園等による木育活動の支援事業実施要領」第2に規定する書類）

ア 応募申請書（実施要領第1号様式）

イ 経費内訳書（実施要領第2号様式（様式中に添付の指示があるものを含む。））

※ 1 申請で複数施設を応募する場合は、各施設の経費内訳書のほか、総括表を併せて提出してください。

ウ 申請書の概要（実施要領第3号様式（様式中に添付の指示があるものを含む。））

エ 木育活動計画書（実施要領第4号様式）

※ 実施する取組の内容だけでなく、その取組を実施することの目的や意図、園独自の方針等を明確に記載してください。

※ 交付決定を受けた場合、翌年度以降3年間は、木育活動の実施状況を報告していただきます。木育活動計画書には、今後3年以上の継続的な取組についても記載してください。

オ 位置図（事業を実施する施設の所在箇所、施設内での事業実施箇所）

カ 設計図書（事業内容の詳細がわかる立面図、平面図等）

キ 木材使用数量表

※ 木材使用量は、仕入量ではなく、実際の使用量を記載してください。

※ 東京の木多摩産材の認証製材以外を使用する場合には、認証製材の使用量と分けて記載してください。（なお、東京の木多摩産材を原材料とする合板等の建材を使用する場合は、その木材のうち、東京の木多摩産材の割合がわかる資料を提出した場合に限り、木材の使用量に加算します。）

※ カ及びキは、ハード事業を実施する場合に必須となります。

(2) 応募書類の提出先

ア 郵送の場合

※ **2部ずつ提出してください。**

施設所在地	提出先
区部・島しょ	東京都 産業労働局 農林水産部 森林課 木材流通担当 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 21 階 TEL 03-5320-4855
多摩地域	東京都 産業労働局 森林事務所 森林産業課 振興担当 〒198-0036 青梅市河辺町 6-4-1 青梅合同庁舎 2 階 TEL 0428-22-1162

イ 電子申請システム（J グランツ）の場合

下記よりアクセスしてください。

9 補助金交付までの流れ

事業予定者内定 : 9月上旬(予定)

補助金交付申請 : 事業予定者は内定通知の受領後、補助金の交付申請を行う。

補助金交付決定通知 : 東京都から事業者へ通知

事業着手 : 補助金交付決定通知を受けてから事業に着手

事業完了 : 事業完了後、実績報告書の提出、補助金額の確定、補助金支出

※ 交付申請、実績報告時の提出書類については、「保育園等による木育活動の支援事業費補助金交付要綱」をご参照ください。

※ 採択事業については、実績報告時に経理関係書類(契約書、納品書、請求書、領収書、銀行の振込明細等、交付決定後の事業着手及び年度内の支払完了等の事実が確認できるもの)の写しをご提出いただきます。

なお、現金払いによる支出は、原則、補助金の支出対象として認められませんので、あらかじめご了承ください。

10 お問い合わせ先

施設所在地	提出先
区部・島しょ	東京都 産業労働局 農林水産部 森林課 木材流通担当 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 21 階 TEL 03-5320-4855
多摩地域	東京都 産業労働局 森林事務所 森林産業課 振興担当 〒198-0036 青梅市河辺町 6-4-1 青梅合同庁舎 2 階 TEL 0428-22-1162

※ 応募を考えている方や事業について質問したい方はお早めに各窓口へご相談ください。

◆ 応募に当たっては、「令和8年度 保育園等による木育活動の支援事業の募集に関するQ&A」に必ず目を通してください。

*東京都と(公財)東京都農林水産振興財団は、花粉を多く飛散する多摩地域のスギ・ヒノキ林を伐採し、花粉の少ないスギ等に植え替える「花粉の少ない森づくり」を進めています。